

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第24回 2022年12月



## 公開諮問文書「第一の柱（Pillar 1）——利益B」の公布

### 概要：

- 経済協力開発機構（OECD）は、2022年12月8日付けで「第一の柱（Pillar 1）——利益B」と題した公開諮問文書を公布した。当該文書は、OECD及びG20 BEPS包摂的枠組みにおいて2021年10月に合意されたコミットメントを基に、各国における基本的なマーケティング・流通活動（BMDA）に従事する企業に対する独立企業間取引原則の適用の簡素化・合理化を目的としている。
- 利益Bに関するパブリックコンサルテーションは2023年1月25日をもって締切となる。影響を受けると予想される関係者は、コンサルテーション期間中にコメントの提出を検討される必要がある。OECDは、2024年に利益Aと同時に発効できるよう、2023年の半ばまでに利益Bについて合意することを目指している。

### 背景

利益Bは、経済協力開発機構（OECD）がデジタル経済から生じる税務上の課題に対処するための2本柱のソリューションの1つでそのコアな構成部分であるが、利益Bの適用はデジタルビジネスに限定されるものではない。

当該文書は、OECD移転価格ガイドラインにあるガイダンスに沿って、独立企業間取引原則の適用の簡素化・合理化を目標としており、とりわけ現地における比較可能なデータの欠如や高いコンプライアンスコストにより従来の移転価格原則を適用できない「執行能力の低い」国<sup>1</sup>に焦点を当てている。利益Aとは異なり、利益Bの適用は、特定の所得や収益の基準値を超える対象者に限定されるものではなく、一連の基準に従ってBMDAを行う納税者を特定し、これらの納税者が利益Bの適用対象となる。

公開諮問文書では、利益Bに関連する下記の4項目の重要な内容を取り上げている。

### 対象範囲——基本的なマーケティング・流通活動とは？

<sup>1</sup> 注：租税徴収管理能力が不十分な発展途上国など

利益Bは、売買、流通の手配及び販売代理と委任代理人にも適用される。利益Bの対象範囲には、有形貨物の卸売・流通が含まれるが、無形商品（ソフトウェア、金融サービス、デジタル商品など）とコモディティ取引の除外が検討されている。

また、公開諮問文書では、利益Bの適用対象範囲に該当せず（小売、研究開発、製造、仕入、資金調達、広告/マーケティング、無形資産の保有や開発、及び/又は現地市場で限定的なリスク以上のリスクを負担するなど）、付加価値活動に従事する流通業者を特定するための一連の定量的・定性的基準を導入した。

### 価格設定——対象範囲内の企業はどのように合理的なリターンを獲得するのか？

BMDAを行うエンティティの合理的なリターンの確定は、OECDが取り組んでいる重要な課題である。

OECDは、ある程度の不確実性を伴うアプローチのガイダンス導入から、単一の固定リターンを適用する「一律的」なアプローチまで、いくつかの選択肢を検討した。OECDは、地域、業界、経済形態の異なる企業に対して一律の予想利益を確定することが極めて複雑であり、実行不可能であると考え、固定の予想利益水準を設定するという最初の提案を排除した。

OECDは、税務機関と納税者が利用できるBMDAの中央比較可能データベースの構築を提案している。最終的なアプローチを検討中であるが、（1）プライシングマトリックス及び（2）メカニカルプライシングツールという2つのアプローチが候補として取り上げられている。

メカニカルプライシングツールというアプローチでは、納税者はテスト対象の財務データをツールに入力し、同ツールが経済的特徴の重要度に応じてテスト対象に見合う利益Bのリターンを確定する。

検討が待たれるその他の分野としては、最も適切な利益水準指標、比較可能なレンジにおける位置、比較可能性の調整、代替可能な移転価格算定方法や現地の比較可能なデータが存在する場合の合理的な処理方法が挙げられる。

### ファイルの準備——税務機関は、エンティティが利益Bの対象範囲内であることをどのように検証するのか？

利益Bの要件を満たすために、納税者は、税務機関が利益Bの適用性を評価できるようにドキュメンテーションする必要がある。ドキュメントで開示された情報に基づき、税務機関は納税者による利益Bの自己評価に対して質疑/審査を行うことができることにご留意ください。

### 確実性——利益Bに関する紛争を解決する方法とは？

納税者にとって繰り返し懸念されるのは、OECDが利益Bについて合意したとしても、一部の国や地域にある税務機関が適用しないことを選択したり、他の税務機関が想定される範囲を超えた適用を求めることにより、簡素化によるメリットが大きく損なわれることである。前者によるリスクは、OECDが低付加価値サービスの推進において既に発生している課題である。当該文書では、これらの問題を簡潔に検討し、相互協議手続き及び既存の租税条約の仲裁条項を適用することを通じて、紛争を解決し、利益Bの適用により発生する二重課税問題を排除することについて概説した。

## KPMGの所見

利益Bは、多国籍企業グループ内の基礎的な流通業者の合理的なリターンを標準化することを目的としている。約100社の多国籍企業グループのみに影響を与えると予想される利益Aと異なり、利益Bは市場の所在国・地域において「基本的なマーケティング・流通活動」を行うすべてのエンティティに適用されるため、その適用範囲は比較的広く、多くの中国企業納税者にも影響を与えるものと見込まれる。中国の税務機関が現地で利益Bの要件を実施することを選択した場合、現地で公開されている比較可能なデータが不十分であるため、利益Bを適用する中国企業納税者は、

政策の実施における柔軟性が低く、OECDが提案する利益Bの測定方法を実施せざるを得ない可能性がある。

また、一部の税務機関が一方的に利益Bを適用しないことを選択した場合、税務上の確実性に支障をきたし、納税者は利益Bに関連する紛争を解決するために従来の紛争解決メカニズムを利用しなければならない可能性がある。

マーケティング・流通活動は、租税徴収の管轄地域、業界、多国籍企業グループによって異なり、多国籍企業グループと税務機関は流通業者が生み出す価値及び流通活動に見合うリターン水準に対する予想も異なるため、利益Bの枠組みの構築には常に困難が伴う。これを踏まえて、独立企業間取引原則から大きく逸脱せずに、適用範囲を設定し、リターン率を規範化することは容易ではない。

OECDは過去2年間で、利益Bに幅広く取り組んだものの、依然として異議を唱えられている分野を多く残している。

利益Bは適用範囲が比較的に狭い上、複数の除外条件を含んでおり、更に単一の固定リターンというアプローチを排除したため、多くの多国籍企業グループ（ましてや一部の税務機関）の期待に応えにくい。現時点では、当該提案が予想通りに移転価格税制に係る紛争の減少につながるのか、それとも単に紛争を適用範囲と実質に関する議論へと移行するのかは不明である。

しかし、OECDは、プロセスの簡素化、租税徴収の確実性、独立企業間取引原則の適合など矛盾するタスク間のバランスを保たなければならないことは明らかであり、非常に困難な作業である。

## KPMGのご提案

現時点での文書の提案を踏まえて、納税者は、グループネットワーク内の関連マーケティング・流通エンティティを審査し、第一の柱利益Bの予想適用範囲に該当する企業があるかどうかを検討し、オンショアとオフショアのマーケティング・流通エンティティの租税徴収の観点から、それぞれのバリューチェーンへの潜在的な影響の度合いを評価する必要がある。

利益Bの影響を受ける納税者は、利益Bの適用に関する懸念/提案をKPMGに提出することができる。KPMGは近いうちに収集したフィードバックを基にOECDにパブリックコメントを適時に提出する予定である。また、KPMGは、税務機関と検討し、異なる国/地域と緯度からの観点についてフィードバックする。

## お問合せ先

### 華北地域

#### Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7638

### 華中・華東地域

#### Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: [hironori.hayashida@kpmg.com](mailto:hironori.hayashida@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2286

#### Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3678

#### Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: [zhewei.wang@kpmg.com](mailto:zhewei.wang@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2717

#### Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: [tadashi.morimoto@kpmg.com](mailto:tadashi.morimoto@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2322

#### Mokuta Masakazu 李田 正和

Partner パートナー

Email: [masakazu.mokuta@kpmg.com](mailto:masakazu.mokuta@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2247

### 華南地域

#### Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: [shigeru.inanaga@kpmg.com](mailto:shigeru.inanaga@kpmg.com)

Tel: +86 (20) 3813 8109

#### Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

Tel: +86 (755) 2547 1198\_